

## 別 紙

答申第16号(諮問第20号)

## 答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会(以下「実施機関」という)が本件異議申立ての対象となった個人情報非開示決定は妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年2月19日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例(平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という)第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容  
「平成 年 月から平成 年 月の間で、 校校長室において島根県教育庁高校教育課企画人事グループの 、 、 の3人が2回にわたって私からの意見聴取をしていた際に各人が記録していた記録ノート、記録紙の記録の全部の開示の交付(以下「請求1」という)及びそれらの記録から高校教育課長に3人が報告用に作成した記録文書の全部の交付(以下「請求2」という)」
- (3) この請求に対して、実施機関は、請求1については公文書に該当しないという理由により、請求2については条例上の適用を受けない事務であるという理由により同年3月5日付けで非開示決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示を不服として同年3月7日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、同年8月9日付けで当審査会へ諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件非開示決定処分を取り消し、本件個人情報の全部開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は次のとおりである。
  - ア 条例第15条により、異議申立人の利益権利のために、全部開示してもらいたいものである。
  - イ 記録ノート、メモ帳、メモ書き、記録帳、記録紙といったものも「公文書」である。公務員の職務の遂行に係る情報、職務に関する情報は公開可能で請求できる。条例適用を受けない事務でもないし、課長用に作成された報告文も「公文書」である。

なお、当審査会は、異議申立人に対して意見陳述及び意見書提出について通知を行

ったが、期限を過ぎても意見書の提出等がなされなかったため、その機会を放棄したものと判断した。

#### 4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求1について

請求の対象となった事情聴取は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日及び平成 年 月 日に行われたものである。これは、校長から同要綱第4条に基づいて提出された報告書に係る事実確認のために行った。

当時、事情聴取を行った各企画人事主事は、それぞれ必要に応じてメモをとり状況を記録したが、これは、島根県公立学校教員指導力審査委員会（以下「指導力審査委員会」という）への資料作成の業務のために、必要と考えられる事項をメモとして記録したものであった。聴取後、記録された異議申立人の発言内容等に基づいて指導力審査委員会への資料が作成されたが、この記録紙の内容は作成された資料に記載されたため、記録紙自体は共用文書としての役割を持つものではなかった。

したがって、請求のあった「各人が記録していた記録ノート、記録紙の記録」は、作業のために一時的に作成された個人的な記録であり、公文書には該当せず非開示とした。

なお、これらの記録ノート、記録紙は、指導力審査委員会への資料作成後に全て廃棄されている。

##### (2) 請求2について

事情聴取した内容は、(1)のとおり指導力審査委員会への提出資料としてまとめられ、その資料を用いて後日高校教育課長へ報告されている。したがって、今回の開示請求に係る対象公文書として、指導力審査委員会への提出資料を特定した。しかし、指導力審査委員会における審議事項は、条例第4条第2項第1号に定める県職員等の人事に関する事務であるため、条例第11条第1項の規定に基づき、開示請求の対象外として非開示とした。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例第11条第1項について

条例第11条第1項では、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示請求をする権利を認めているが、同時に開示請求の対象となる個人情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くこととしている。

条例第4条第2項第1号に掲げる事務とは、県の職員及び市町村立学校給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務である。

##### (2) 本件請求に係る個人情報について

実施機関では、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱を定め、同要綱に基づき該当する教員等へ対応することとしている。

請求 1 に係る個人情報、同要綱第 5 条第 2 項に基づき事実確認のために行われた異議申立人に対する事情聴取の際の担当者のメモに記録された異議申立人に係る個人情報である。

また、請求 2 に係る個人情報は、この事情聴取の状況を上司に報告する際に扱った異議申立人に係る個人情報である。

これらに係る事務は、いずれも条例第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる人事に関する事務であると認められる。

### (3) 実施機関の処分の妥当性について

条例第 11 条第 1 項では、開示請求の対象となる情報から条例第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる事務に係るものを除くことを規定している。そして、本件請求に係る個人情報については、前述のとおり条例第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる人事に関する事務に係るものであると認められるため、当審査会は、請求 1 及び請求 2 に係る個人情報を開示請求の対象とはならないものと判断する。

なお、実施機関は、請求 1 に係る個人情報が記録されていたメモは、公文書に該当しないという理由により非開示としている。

実施機関の説明によると、各担当者は、指導力審査委員会への資料作成業務のために事情聴取の状況をメモしていたものであり、事情聴取後、メモの内容は指導力審査委員会への資料に記録されたため、各担当者のメモは共用文書としての役割を持つものではなかったということである。

事情聴取を行う際に、各担当者が備忘録として状況についてメモをとることは通常行われていることであり、事情聴取の状況については指導力審査委員会への資料として別に作成されていることから、実施機関が担当者のメモを組織的な共用文書としなかったことは、特段不合理であるとは言えない。

また、仮に当該メモが公文書に該当する性質のものであったとしても、前述のとおり記録された情報は開示請求の対象とはならないことから、非開示という結論が変わるものではない。

### (4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、現行条例では、職員等又は職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報(以下「人事等情報」という)を開示請求の対象から除外している。これらの情報については、使用者である県と被使用者である職員との関係に基づく内部管理情報であり、これらの情報の開示を求めることを権利として認める場合、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くことから、開示請求の対象から除くものとされている。

しかし、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)が平成 17 年 4 月から完全施行されており、民間の個人情報取扱事業者の従業員に関する個人情報については開示請求の対象とされていることからすると、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くという説明はもはや成り立たない。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)においても、人事等情報を開示請求の対象から除外していない。

確かに、人事等情報は県の内部管理情報ではあるが、一方で適正管理を義務づけられた県の保有する個人情報であることに変わりはない。したがって、上記の新たな状況を踏まえると、他の個人情報と同様に開示請求の対象とするよう条例の見直しを検討されるよう望みたい。

( 諮問第 2 0 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 8 月 9 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 0 年 1 月 1 0 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 0 年 2 月 7 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 0 年 3 月 1 3 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 0 年 5 月 2 8 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	